

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

生産設備

▶ 対象設備の基準値

生産設備における補助対象設備の基準は、下表の通りとする。

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| 1 | 2013年以降に販売が開始されたモデルであること。 (最新モデルである必要はないが、中古品は対象外である。) |
| 2 | 生産性の向上に資するものの指標(エネルギー効率、生産効率※)が同一の製造事業者における一代前モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること。 |

<年平均1%以上について>

(例) 登録製品型番販売開始年:2018年、同一製造事業者内の一代前モデル販売開始年:2015年の場合、生産性の向上に資するものの指標は3(2018-2015)%以上(年平均1%以上のため)向上している必要がある。

※指標として「生産効率」を選択する場合は、同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されていること。

▶ 補助対象となる種別

上記基準を満たした以下設備のうち、次ページ以降に記載のある種別が対象となります。

⑩ 工作機械

⑪ プラスチック加工機械

⑫ プレス機械

⑬ 印刷機械

⑭ ダイカストマシン

上記設備ごとの対象となる設備および要件については、次ページ以降参照。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑩ 工作機械

➤ 対象種別

| 種別 | 設備要件 |
|---------------------|---|
| 10-1.旋盤(ターニングセンタ含む) | JIS B 0105:2012に基づき旋盤又はターニングセンタに分類され、数値制御(NC)機能を有するもの |
| 10-2.マシニングセンタ | JIS B 0105:2012に基づきマシニングセンタに分類されるもの |
| 10-3.レーザ加工機 | 主にJIS B 0105:2012に規定するNo.13500～13503に該当し、ファイバーレーザ発振器又はDDL発振器を搭載するもの |
| 10-4.フライス盤 | JIS B 0105:2012に基づきフライス盤に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの |
| 10-5.研削盤 | JIS B 0105:2012に基づき研削盤に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの |
| 10-6.歯車加工機 | JIS B 0105:2012に基づき【i 歯切り盤及び歯車仕上げ盤】に分類され、数値制御(NC)機能を有するもの |
| 10-7.放電加工機 | JIS B 0105:2012に規定するNo.13100～13103に該当し、数値制御(NC)機能を有するもの |

<備考>

- 油圧ユニットがインバータ方式もしくはアキュムレータ仕様のもの、又は油圧を使用していないもの。(10-3.レーザ加工機を除く。)
- 制御装置等の単独導入は対象外。

⑪ プラスチック加工機械

➤ 対象種別

| 種別 | 設備要件 |
|----------------|---|
| 11-1.射出成形機 | JIS B 8650:2006に基づき射出成形機に分類されるもの |
| 11-2.押出成形機 | JIS B 8650:2006に基づき押出成形機に分類されるもの これに付随してフィルム、シート、パイプ、ペレット、フィラメント、ヤーン等への成形、ラミネート加工、被覆、成形品の巻き取り等を行う装置を含む |
| 11-3.ブロー成形機 | JIS B 8650:2006に基づきブロー成形機に分類されるもの |
| 11-4.真空・圧空成形機※ | プラスチックのフィルム、シート、プレート等を加熱軟化、型にセットし、型との間を真空にする又は圧縮空気によって型に密着させて形を整え、冷却して成形するプラスチック加工機械 |

<備考>

- ※ 真空及び圧縮空気を併用する成形機も含む。

5. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑫ プレス機械

▶ 対象種別

| 種別 | 設備要件 |
|-------------------------|--|
| 12-1.サーボプレス | 主にJIS B 0111:2017に規定する1059 機械サーボプレス、2037 液圧プレスに該当するもの |
| 12-2.プレスブレーキ | 主にJIS B 0111:2017に規定する1048 機械式プレスブレーキ、2024 液圧プレスブレーキ、2025 油圧プレスブレーキ、2026 C型、油圧プレスブレーキ、2027 ストレートサイド形油圧プレスブレーキに該当するもの |
| 12-3.パンチングプレス(レーザ複合機含む) | 主にJIS B 0111:2017に規定する3004 タレットパンチプレス、3005 シングルパンチプレスに該当するもの(レーザ複合機を含むものも対象) |

⑬ 印刷機械

▶ 対象種別

| 種別 | 設備要件 |
|----------------|---|
| 13-1.印刷機(有版) | 印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、版を有するもの(産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当しないもの) |
| 13-2.デジタル枚葉印刷機 | 印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する枚葉印刷機で、B2サイズ以上のもの |
| 13-3.連帳デジタル印刷機 | 印刷機械用語(2008)の印刷機械及び紙工機械のうち、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機)、産業用デジタル印刷機(インクジェット印刷機)に該当する連帳印刷機 |

<備考>

- 印刷機(有版)印刷版区分(オフセット)のBF輪転機、シールラベル印刷輪転機、菊全以上の枚葉印刷機、印刷版区分(凸版)の輪転機(フレキソ輪転機を除く)については、UV乾燥機能を有するものに限る。
 ※ A全印刷機は以下の①②③を共に満たす装置
 ①最大用紙サイズ(長辺):長辺の長さが999mm以下であること
 ②最大印刷領域:594×841mm(A全)≤A全印刷機
 ③最大印刷寸法:A全印刷機の最大印刷寸法<短辺(636mm)、または、長辺(939mm)
- 大判プリンターは連長(ロール式)及び枚葉(フラットベット)方式共に対象外。
 ※ ただし、以下の①②を共に満たす大判プリンターについては、対象とする。
 ①最大用紙サイズ(短辺):1300mm以上(シートタイプ、ロールタイプ共に短辺が最大1300mm以上のもの)
 ②下記の4タイプ「(a)(b)(c)(d)」いずれかのインクを使用するもの
 (a)UVインク、(b)ソルベントインク(UVソルベントインク含む)、(c)ラテックスインク、(d)昇華インク